

皆さん、はじめまして。青森市で公認会計士・税理士事務所を開業している西谷俊広です。

この度、ご縁がありまして、税金をテーマに記事を連載することになりました。所得税や相続税、税務調査について、医師と歯科医師に関わりのありそうなところを中心に書いていきます。第一回は平成28年3月の確定申告から義務化された「財産債務調書」に

ついでのお話です。

平成27年3月の確定申告までは、その年の申告所得金額が2千万円を超えている方は、12月31日現在の土地、建物、現預金、有価証券その他の

資産及び負債を記載した「財産債務明細書」を提出することとされてきました。一般に高額所得者とされる医師、歯科医師の中には提出した

たことのある方も多いと思います。この財産債務明細書は提出しなくても罰則がなかった

ので、全国で36万人の対象者のうち、実際の提出者は半分にも満たない16万人でした。

そこで、平成28年3月の確定申告からは、対象者を「申告所得金額が2千万円超で、

かつ財産総額3億円以上、または有価証券等1億円以上の者」に絞って、名称新たに「財産債務調書」を提出することとされました。

「財産債務調書」で特徴的なところは、まず、記載事項が詳しくなりました。例えば有価証券等については、時価

の記載に加え、取得原価の記載も求められています。また、インセンティブ措置が設けられてい

ます。例えば、財産債務調書を適正に記載した場合には、もし仮に不動産所得や利子所得、配当所得などの所得税、

相続税に漏れがあったとしても、記載されている資産に対

応する部分については過少申告加算税を5%軽減してくれます。逆に、財産債務調書の不提出、記載不備にかかわる部分については過少申告加算税が5%加重されます。

財産債務調書については、当面の間は不提出及び虚偽記載についての罰則は設けな

いこととされています。また、この調査を「拒

み、妨げ、忌避」したときは「一年以内の懲役または50万円以下の罰金」を科すこととされています。そのため、従来の

財産債務明細書とは取り扱いが異なりますので、注意が必要です。

さて、「財産債務調書」と似た扱いですが、平成26年1月1日から「国外財産調書」も法制化されています。国外に投資用の口座を開設したり国外に不動産を所有する方は、毎年12月31日現在で国外財産が5千万円を超える場合は、確定申告時

に財産の種類、数量、価額などを記載した「国外財産調書」を提出しなければなら

りません。この「国外財産調書」についても「財産債務調書」と同様のインセンティブ措置が設けられています。ま

た、この調書を正当な理由なく期限内に提出しなかった場合、偽りの記載をして提出し

た場合は「一年以下の懲役または50万円以下の罰金」に処せられることがあります。この罰則規定は平成27年1月1日以降に提出すべき国外財産調書に関わる違反行為から適用されています。

【今月のテーマ】

財産債務調書

が、この調査に関する

筆者紹介



にしやとしひろ…公認会計士、税理士。昭和43年生まれ。函館ラサール高等学校卒業、東京外国語大学英米科卒。監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年12月帰青。三浦公武税理士事務所、西谷律男税理士事務所、阿部陽一税理士事務所継承して現在に至る。